

入 札 公 告(業務委託・電子入札対象案件)
【総合評価方式(試行)】

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 5 月 7 日 (水)
日本下水道事業団 契約職
東日本本部長 佐々木 健

1. 業務概要

- (1) 公示No. 東本実07-006
- (2) 業務名 令和7年度恵庭市恵庭下水終末処理場実施設計業務委託
- (3) 業務内容 本業務は、恵庭下水終末処理場(終末処理場、全体計画日最大汚水量38,560m³/日、処理方式:標準活性汚泥法)に係る実施設計を行うものである。
【今回設計対象日最大汚水量 14,292m³/日】
(今回対象業務)
詳細設計(耐震補強)
・水処理施設 一式
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年2月27日(金)まで
- (5) 業務地名 北海道恵庭市中島松地内
- (6) 必要職種 土木、建築、機械、電気
- (7) 本業務は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約職の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 建設コンサルタント等の選定等に関する達(平成6年達第8号。以下「達」という。)第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本下水道事業団における令和7・8年度建設コンサルタント業務等に係る一般競争(指名競争)参加資格(業種区分を建設コンサルタント業務とするものに限る。)の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続の開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法(平成14年法律154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領について(昭和59年7月2日付経契発第13号)に基づく指名停止を「北海道区域」において受けていないこと。
参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に恵庭市より指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 過去10年の間に、下水道事業における終末処理場(OD法及びPOD法を除く。)において、全体計画日最大汚水量が1.(3)に示す今回設計対象日最大汚水量(記載されている数値で最大のもの)の1/2以上である実施設計業務の実績を有すること。
競争参加者にこの業務実績がない場合においても、担当予定管理技術者が管理技術者としてこの業務実績を有する場合は、これらの業務実績を有する者とみなす。また、日本下水道事業団発注業務で令和5年度に成績優良に関する事由に該当する者については「1/2以上である実施設計業務の実績」を「1/3以上である実施設計業務の実績」と読み替える優遇措置を行う。
- (6) 次の要件を満たす技術職員を保有する者であること。
 - ① 技術士(上下水道部門(選択科目を「下水道」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を「上下水道—下水道」とするものに限る。))以下同じ。)の資格を有する者を保有すること。
 - ② 必要職種ごとに、下水道事業における終末処理場又はポンプ場の実施設計業務について、7年以上の実務経験を有する者を保有し、かつ、過去3年間に3箇所以上(日本下水道事業団に限らず、地方公共団体の業務を含む。)の業務担当員としての実務経験(補助としての業務経験を除く。)を有する技術職員を保有すること。
- (7) 次に掲げる技術職員を、当該業務に配置できること。
 - ① 管理技術者が、技術士の資格を有する者であり、かつ、過去5年間に管理技術者又は担当技術者として下水道事業における終末処理場(OD法及びPOD法を除く。)の実施設計業務の実務経験を有する者であること。また、管理技術者が日本下水道事業団発注業務で令和5年度に管理技術者として従事し完了した業務のうち60点未満の業務がないこと。

- ② 担当技術者(今回対象業務の必要職種ごとに配置)が、以下のア)又はイ)のいずれかに該当する者であること。

ア)技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として公募型競争入札方式等における担当技術職員の実務経験に係る運用基準(平成14年3月8日計設発第5号)(以下、運用基準)で定める年数以上の下水道事業若しくは農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査(ただし、試験研究に関する調査を除く。)、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者(建築の職種にあっては、一級建築士の資格を有する者(ストックマネジメント業務を除く。))であり、かつ技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として運用基準で定める年数以上の下水道事業又は農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査(ただし、試験研究に関する調査を除く。)、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者)であること。

イ)別紙により副担当技術者又は暫定担当技術者として配置することができることとされた者であること。

- ③ 照査技術者(今回対象業務の必要職種ごとに配置)が、技術士の資格を有する者又は管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の下水道事業若しくは農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査(ただし、試験研究に関する調査を除く。)、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者(建築の職種にあっては、一級建築士の資格を有する者であり、かつ、管理技術者、担当技術者若しくは照査技術者として7年以上の下水道事業又は農業集落排水等下水道類似施設における設計、調査(ただし、試験研究に関する調査を除く。)、耐震診断の業務に係る実務経験を有する者)であること。
- ④ 管理技術者及び主な担当技術者(暫定担当技術者であるものを除く。)については、管理技術者又は担当技術者としての手持ち業務(契約金額が1000万円以上の業務に限る。)が10件以下であること。ただし、主な担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)とは次の職種を担当する者とする。

■土木 □建築 □機械 □電気 ※ ■は主な担当技術者の職種とする。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札に参加し、入札価格が日本下水道事業団会計規程(昭和48年規程第8号)に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内のうち、下記(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ② 上記①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

- ① 技術点は、技術提案書の内容に応じ、下記の1)～4)の評価項目毎に評価を行い、算出する。

なお、技術点の最高点数は60点とし、小数点第4位以下は切り捨てるものとする。

1) 技術提案書に基づく業務への取組姿勢

- ・本業務の特徴を踏まえた実施方針、工程計画、組織計画、照査計画
- ・本業務の特徴を踏まえた評価テーマ(2テーマ)に関する提案

2) 予定管理技術者の技術力(実績・成績・表彰・継続教育学習(CPD))

3) 主な業務の予定担当技術者の技術力(実績・成績・表彰)

4) 企業の取組姿勢

- ② 価格点は、以下の計算方法により算出する。

価格点 = $30 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

なお、価格点の配分点は30点とし、小数点第4位以下は切り捨てるものとする。

- ③ 総合評価は、入札者の申込みに係る上記①の1)～4)により得られた技術点と当該入札者の入札価格から求められる価格点の合計値(評価値)をもって行う。

4 技術点を算出するための評価基準

- ① 技術提案書に基づく業務への取組姿勢
業務内容の理解度や実施方針、工程計画、組織計画、照査計画の妥当性、並びに評価テーマ(2テーマ)に関する検討方針に関する提案の妥当性・的確性、独創性を評価項目とする。なお、評価にあたっては、配置予定管理技術者にヒアリングを実施する場合がある。
- ② 予定管理技術者の技術力
過去5年間の同規模かつ同種(類似)業務の実績、過去2年間の業務成績、表彰及び継続教育学習(CPD)を評価項目とし、過去2年間の業務成績においては両本部の成績を考慮する。
- ③ 主な予定担当技術者の技術力
過去5年間の同規模かつ同種(類似)業務の実績、過去2年間の業務成績その他表彰を評価項目とし、過去2年間の業務成績においては両本部の成績を考慮する。
- ④ 企業の取組姿勢
過去5年間に文書注意又は口頭注意の措置を受けている者の評価点を減じる。
- ⑤ ②及び③における同種又は類似業務とは以下の業務をいう。
同種業務： 下水道事業における終末処理場(OD法又はPOD法を除く)の実施設計業務
類似業務： 下水道事業における終末処理場(OD法又はPOD法に限る)の実施設計業務
- ⑥ ②及び③における同規模とは、全体計画日最大汚水量が14,292m³/日以上処理水量をいう。

5. 入札手続等

- (1) 担当部局
〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル4階
日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 契約課
電話03-3818-1212 FAX 03-3818-3524
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
 - ① 交付期間 令和7年5月7日 (水) から 令和7年5月21日 (水)
 - ② 入札情報公開システムによりダウンロードして取得すること。
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により無料で交付するので、担当部署へその旨を申し出ること。
 - ③ URL <https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/KF001ShowAction?name1=06A0062006000600>
 - ④ パスワード 入札情報公開システムに記載のとおり
- (3) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書を提出できる者の範囲
競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書を提出できる者の範囲は、提出する時ににおいて、上記2(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者とする。
- (4) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の提出期間、提出方法
 - ① 提出期間 令和7年5月7日 (水) から 令和7年5月21日 (水) までの10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
 - ② 提出方法 電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送等によるものとし、ファックスによるものは受け付けない。
電子入札システムにより提出する場合において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計ファイル容量が10MBを超える場合の提出方法等については、入札説明書による。
持参または郵送等による場合若しくは紙入札方式による場合の提出場所 5(1)に同じ
- (5) 入札書提出期間、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得たものは、紙により5(1)まで持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。ファックスによるものは認めない。
 - ① 提出期間
 - ・電子入札システムによる場合
令和7年6月6日 (金) から 令和7年6月11日 (水) までの10時00分から16時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
 - ・紙入札方式による場合
令和7年6月6日 (金) から 令和7年6月11日 (水) までの10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
 - 提出場所： 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル4階
日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 契約課
電話03-3818-1212
 - ② 開札日時 令和7年6月12日 (木) 9時30分
 - ③ 開札場所 〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル5階
日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 入札室

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 納付

(保証金取扱店 みずほ銀行新橋支店)。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、競争参加資格申請書等の提出のないもののした入札及び日本下水道事業団一般競争入札心得(電子入札用)において記した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、契約職により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時に指名停止を受けているものその他の開札の時に2.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 今回対象業務に直接関連する他の業務の契約を今回対象業務の契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(7) 本業務は今後、日本下水道事業団が公告又は公示する案件において管理技術者の手持業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が1000万円未満の場合は、この限りではない。

(8) 本業務のうち次の職種は今後、日本下水道事業団が公告又は公示する案件において担当技術者(暫定担当技術者であるものを除く。)の手持業務の対象とする。ただし、当該業務の契約金額が1000万円未満の場合は、この限りではない。

■土木 □建築 □機械 □電気 ※ ■は主な担当技術者の職種とする。

(9) 関連情報を入手するための窓口 上記5. (1)に同じ

(10) この公告に係る対象範囲の業務については、原則として管理技術者、担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)及び照査技術者を変更できない

(11) 担当技術者(暫定担当技術者であるものを含む。)の補助として副担当者を配置することができる。

(12) 副担当者の資格要件は、別紙2. に示す。

(13) 詳細は入札説明書による。